

1	175cc を超え 250cc まで	2st	98kg
	290cc を超え 450cc まで	4st	99kg
2	100cc を超え 125cc まで	2st	88kg
	175cc を超え 250cc まで	4st	95kg

- 3-2 半乾燥重量とは走行可能な状態から燃料を抜いた値とする。
 3-3 ダミーウエイトによる車重の調整は認められない。
 3-4 レース後の計測においては1%の許容誤差が許可される。

4 音量

- 4-1 すべての車両の音量測定は、「2mMAX方式」で行う。
 4-2 すべての公認競技会で開催されるクラスの音量規制値は、最大で112dB/A以下とする。

5 互換性

- 5-1 フレーム打刻型式とエンジン打刻型式のいずれも同一モデル内で、一切の追加工無しで単品、またはアッセンブリーで組み付け可能な部品については相互に互換が許可される。
 5-2 下記の部品は同一メーカーかつ公認車両同士で相互に互換性があれば流用することが許可される。
 5-2-1 ミッションアッセンブリーまたは単品
 5-2-2 フロントフォークアッセンブリーまたは単品でボルトオンで取り付けられるもの
 5-2-3 リヤサスペンションユニットおよび、リヤサスペンションリンケージ部品でボルトオンで取り付けられるもの
 5-2-4 リヤフォーク（スイングアーム・リヤアーム）アッセンブリーまたは単品
 5-2-5 キャブレター
 5-2-6 スロットルボディ
 5-2-7 インジェクター
 5-2-8 燃料ポンプおよびプレッシャーレギュレーター
 5-2-9 シリンダーコンプリート
 5-2-10 シリンダーヘッドコンプリート
 5-2-11 ピストンおよびピストンリング
 5-2-12 ボルトオンタイプのサブフレーム

6 燃料

- 6-1 燃料はMFJが定める無鉛ガソリンを使用しなければならない。
 付則17モトクロス基本仕様 [4]燃料、燃料/オイルの混合液] (261頁)
 6-2 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

7 マシン仕様

以下に明記されていない全ての部品は、MFJが公認した車両に取り付けられた部品からの「変更（オリジナルのパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様に置き換える行為）」、「改造（オリジナルのパーツに対して切削、追加、研磨を行う行為）」は認められない。